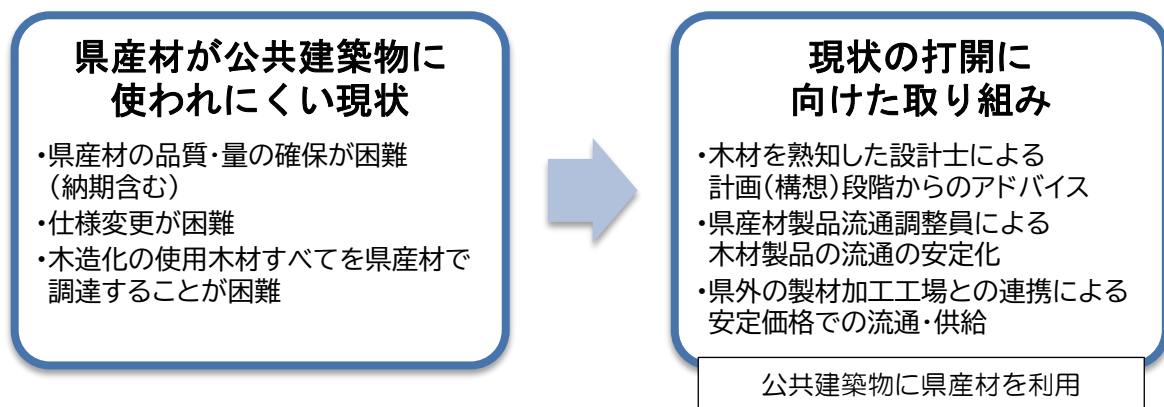


「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」の変更について

国は、潜在的な木材の需要が期待できる公共建築物において、国や地方公共団体が率先した木材利用に取り組むことが重要との考えから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)を施行し、施策を総合的に実施している。

また、本県でも、平成24年2月に法に基づく「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」(以下「利用方針」という。)を策定し取り組みを進めており、近年、顕在化してきた、滋賀県の森林を取り巻く新たな課題に対応するため、令和2年12月に琵琶湖森林づくり条例を改正し、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)において森林資源の持続的な循環利用等を推進している。

このことから、県は整備を行う公共建築物において率先して木材の利用を進め、施設整備にあたり木造化・木質化等の県産材の活用を的確なものとするために、利用方針を変更し庁内体制や取り組み状況の整備等を実施したい。



1. 利用方針の主な変更概要

- ① 「第1-1 公共建築物における木材の利用の意義」の変更
○しが CO2 ネットゼロの追加。
- ② 「第1-2 公共建築物における木材の利用の背景」の変更
○条例改正および基本計画(第2期)樹立に伴う変更。
- ③ 「第3-2 県民の木材の利用の促進」の変更
○木育の推進などにより、個人や法人による木材の利用を促進。
- ④ 「第4-1 公共施設木材利用促進会議等」の変更
○「滋賀県木材利用連絡会議」を発展させ、「滋賀県公共施設木材利用促進会議」を設置し、庁内の連絡調整と推進体制を整備。
○主管課・営繕担当課・木材担当課が連携し、構想・計画・設計・施工の各段階において、自己点検表を作成するなど取組状況の整理を行い、県産材の活用を的確に進める。

2. 経緯と今後のスケジュール

令和3年1月25日	滋賀県木材利用連絡会議(利用方針改正案の説明と意見照会)
令和3年2月26日	県政経営幹事会議
令和3年3月2日	県政経営会議
令和3年3月11日	森林林業林産業活性化促進地方議員連盟への説明
令和3年4月23日	県政経営幹事会議
令和3年4月27日	県政経営会議
令和3年5月(予定)	利用方針の改正および公共施設木材利用促進会議設置要領の制定
令和3年5月以降	施設整備(計画)状況の調査 チェックリストの作成およびアドバイスの実施

公共建築物における滋賀県産木材の利用方針(案)変更対照表 (抜粋)

変更案	現行
<p>第1 方針の作成にあたって</p> <p>1 公共建築物における木材の利用の意義 省略</p> <p>また、<u>木材は、炭素を固定し、調湿性や断熱性に優れるなど、人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に寄与するとともに、しがCO2 ネットゼロにも資する</u>ものであることなど、木材の利用には大きな意義がある。</p> <p>第4 木材の利用の促進のための体制</p> <p>1 <u>公共施設木材利用促進会議等</u></p> <p>「<u>滋賀県公共施設木材利用促進会議</u>」を設け、公共建築物における滋賀県産木材の利用の促進に向けた連絡調整を図るとともに<u>推進体制を整備する</u>。また、<u>公共建築物の整備にあたっては、施設整備を行う主管課、営繕担当課および木材担当課が連携し、構想、計画、設計、施工の各段階において、その取組状況の整理を行うなど、第2の1の(1)に基づき、低層建築物の原則木造化、内装等の木質化および滋賀県産木材の活用を的確に進める</u>。</p>	<p>第1 方針の作成にあたって</p> <p>1 公共建築物における木材の利用の意義 省略</p> <p>また、<u>木材は調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に[追加]資するものであることなど、木材の利用には大きな意義がある</u>。</p> <p>第4 木材の利用の促進のための体制</p> <p>1 <u>木材利用連絡会議について</u></p> <p>「<u>滋賀県木材利用連絡会議</u>」を設け、公共建築物における滋賀県産木材の利用の促進に向けた連絡調整を図る。(注8)</p>

※利用方針：平成24年2月29日策定